

1. 大竹市子ども・子育て支援事業計画策定会議設置要綱

平成26年5月30日
大竹市告示第113号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大竹市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を反映させるため、大竹市子ども・子育て支援事業計画策定会議（以下「会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大竹市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成27年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員が委嘱された後、最初に開催する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

2. 大竹市子ども・子育て会議 委員名簿

№	選出区分	団体名等	委員名
1	学識経験者	学校法人 常翔学園 広島国際大学 (医療福祉部医療福祉学科)	西村 いづみ
2	学識経験者	大竹市小学校校長会	兼田 等
3	子どもの保護者	知恩保育園保護者	村田 さつき
4	子どもの保護者	大竹中央幼稚園保護者会	村中 由香理
5	子どもの保護者	本町保育所保護者会	住居 栄里子
6	子どもの保護者	大竹市PTA連合会	林 未央
7	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	学校法人 大竹学園 大竹中央幼稚園	日域 究
8	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	大竹市保育連盟	大知 恭子
9	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	社会福祉法人 大竹市社会福祉協議会	角井 賢治
10	子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	特定非営利活動法人 子育てハッピーネットほ のぼのん	江藤 柚香
11	事業主を代表する者	一般社団法人 大竹青年会議所	岩崎 静穂
12	労働者を代表する者	連合広島大竹・廿日市地域協議会	梶山 恵
13	その他市長が必要と認めた者	大竹市民生委員児童委員協議会	築地 富美
14	その他市長が必要と認めた者	大竹市民生委員児童委員協議会	田中 次子
15	その他市長が必要と認めた者	大竹市青少年育成市民会議	寺岡 公章

3. 計画策定の経緯

年度	月日	内容
平成 30 年度	1 月 22 日	平成 30 年度第 2 回大竹市子ども・子育て会議 ・第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画の策定に係るニーズ調査について
	2 月	・ニーズ調査の実施
令和元年度	10 月 16 日	令和元年度第 1 回大竹市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査の結果報告 ・第一期計画の達成状況評価 ・ニーズ量の推計と目標量の設定について
	11 月 27 日	令和元年度第 2 回大竹市子ども・子育て会議 ・計画素案の検討
	1 月 8 日	令和元年度第 3 回大竹市子ども・子育て会議 ・計画素案の検討
	2 月 17 日	令和元年度第 4 回大竹市子ども・子育て会議 ・計画最終案の検討
	2 月 25 日～ 3 月 9 日	パブリックコメントの実施

